

○日立市補助金等交付規則

昭和45年9月19日

規則第42号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

公益施設等に関する補助規則（昭和28年規則第9号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例、その他の規則等に別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定及び使用等に関する基本的事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 事業共催の場合の負担金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金のうち市長が指定するもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助金等の交付の決定を受けて、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 補助事業者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的にしたがって交付するもの
- (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的にしたがい利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

（平15規則33・全改）

（補助金等の交付対象）

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

（交付の申請）

第4条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 工事設計図書
- (4) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、補助事業等の目的及び内容により市長が必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類の全部又は一部若しくは記載事項の一部を省略することができる。

（平15規則33・全改）

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等交付決定審査調書（様式第4号）を作成の上、補助金等の交付の適否を決定する。

2 前項の場合において、市長は、補助金等の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、当該補助事業等の遂行が困難とならない範囲において修正を加え、又は補助金等の交付の目的を達成するために必要な指示若しくは条件を付することができる。

（平15規則33・全改）

（決定の通知）

第5条の2 市長は、補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

2 前項の通知は、別に定めがあるものを除き、補助金等の交付の申請があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。

（平15規則33・追加）

（計画の変更承認）

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合、又は前項の報告があった場合には、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、速やかに、補助金等交付決定変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

（平15規則33・一部改正）

（実績報告）

第6条の2 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等にあつては、書類の全部又は一部を省略することができる。

(1) 収支決算書（様式第9号）

(2) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定は、補助事業等が市の会計年度内に完了しない場合における当該年度に係る補助事業等の実績報告又は補助事業等の中止若しくは廃止について市長の承認を受けた場合に準用する。

（平15規則33・追加）

（補助金等の額の確定等）

第6条の3 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があつた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金等の確定額が交付決定を受けた額と同額である場合については、この限りでない。

（平15規則33・追加）

（補助金等の交付の時期）

第7条 補助金等は、補助事業者が補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業等の性質及び補助金等の額を勘案し、当該補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算払若しくは前金払として交付することができる。

（平15規則33・一部改正）

（交付の請求）

第8条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等にあつては、書類の全部又は一部を省略することができる。

(1) 補助金等確定通知書の写し（第6条の3ただし書の規定による請求の場合、又は概算払若しくは前金払の請求の場合にあつては、補助金等交付決定通知書の写し又は補助金等交付決定変更通知書の写し）

(2) その他市長が必要とする書類

（平15規則33・全改）

(補助事業等の遂行等の命令)

第8条の2 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示事項にしたがって行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の計画にしたがって遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(平15規則33・追加)

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、間接補助事業等について前項に規定する事実があると認めるときは、補助事業者に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(平15規則33・一部改正)

(補助金等の返還)

第10条 市長は、第6条第3項又は前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、補助金等返還通知書(取消分)(様式第12号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第6条の3の規定により補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助金等返還通知書(超過交付分)(様式第13号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(平15規則33・一部改正)

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

(3) その他市長が特に指定するもの

(平15規則33・追加)

(帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、これを相当期間保管しておかなければならない。

(平15規則33・追加)

(立入調査等)

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員をその事務所等に立ち入らせ、当該補助事業等又は間接補助事業等に係る帳簿、関係書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に説明を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 補助事業者は、間接補助金等の交付の決定に当たっては、市長が必要に応じて間接補助事業者に対し報告を求め、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は関係職員をその事務所等に立ち入らせ、当該間接補助事業等に係る帳簿、関係書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に説明を求めることがある旨の条件を付さなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

(平15規則33・追加)

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平15規則33・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平16規則65・旧附則・一部改正)

(十王町の編入に伴う特例)

2 十王町の編入の日前に十王町補助金等交付に関する規則(昭和43年十王町規則第8号。以下「十王町規則」という。)の規定により交付決定された補助金等については、この規則の規定にかかわらず、十王町規則の例による。

(平16規則65・追加)

附 則 (昭和50年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

附 則 (平成15年規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

附 則 (平成16年規則第65号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第21号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

附 則 (令和3年規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条(日立市都市公園条例施行規則様式第13号、日立市青果物卸売市場整備統合促進資金貸付規則様式第1号、日立市契約規則様式第8号、様式第9号及び様式第18号、日立市公害防止施設資金保証料補助金交付規則様式第1号、日立市補助金等交付規則様式第1号、様式第6号、様式第8号及び様式第11号、日立市遺児福祉金支給条例施行規則様式第1号、様式第5号及び様式第6号、日立市緑の保全と緑化の推進に関する条例施行規則様式第12号、日立市防犯灯の設置等の補助に関する規則様式第2号及び様式第3号、日立市生活保護法施行細則様式第23号並びに日立市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則様式第1号、様式第3号及び様式第4号の改正規定に限る。)、第2条(日立市農業近代化資金等利子補給金交付規則様式第1号及び様式第3号の改正規定に限る。)、第3条(日立市会計規則様式第42号及び様式第51号並びに日立市契約規則様式第2号の改正規定に限る。)、第9条、第11条、第14条及び第20条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に掲げる規定による改正後のそれぞれの規則の規定(日立市青果物卸売市場整備統

合促進資金貸付規則様式第1号、日立市公害防止施設資金保証料補助金交付規則様式第1号、日立市補助金等交付規則様式第1号、様式第6号、様式第8号及び様式第11号、日立市遺児福祉金支給条例施行規則様式第1号、様式第5号及び様式第6号、日立市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則様式第1号、様式第3号及び様式第4号並びに日立市農業近代化資金等利子補給金交付規則様式第1号及び様式第3号に限る。)は、令和3年度以後に行う申請並びに当該申請に係る報告、請求及び届出について適用し、令和2年度以前の申請並びに当該申請に係る報告、請求及び届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者氏名

年度(補助金等の名称)交付申請書

年度において、下記のとおり補助していただきたく、日立市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助金等の名称

3 補助金等の額 金 円

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

備考 補助事業等の内容が工事等を伴うものであるときは、工事設計図書を添付すること。

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

補助事業等計画	事業名称					
	実施場所					
	事業目的					
	事業内容					
	期待される効果					
	事業期間					
	総事業費	円				
	特記事項					
補助事業等に要する経費の内訳						
区分	内容	単位	数量	単価	金額	適用
				円	円	

備考 この様式は、必要に応じ適宜修正し、又は別に明細書を添えて説明することができる。

様式第3号（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

（単位 円）

科 目	予 算 額		増 減 額	摘 要(積算根拠等)
	本 年 度	前 年 度		
合 計				

2 支出

（単位 円）

科 目	予 算 額		増 減 額	摘 要(積算根拠等)
	本 年 度	前 年 度		
合 計				

- 備考 (1) この収支予算書は、補助事業等に係る予算に限り作成すること。
 (2) 建設事業等に係る予算については、できる限り見積書又は契約書の写しを添付すること。

様式第4号（第5条関係）

（表）

補助金等交付決定審査調書

年度	会計	款	項	目	所管課
補助金等の名称				補助等の種別	法律・条例・予算
申請者	住所又は所在地			補助等の区分	建設・事業奨励・運営助成・その他 ()
	団体等の名称				
	氏名又は代表者氏名			補助等の根拠法令等の名称	
	事務局	自主運営・市援助・その他()	新規・継続の別	新規継続(年度から)	
区分	申請内容			審査の所見	
補助事業等審査	事業名称				(公益性・必要性等の評価)
	実施場所				
	事業目的				
	事業内容				
	事業期間				
	総事業費	円			
補助金等審査	区分	申請金額	査定額	摘要	
	総事業費	円	円		
	補助等基本額(A)	円	円		
	補助率(B)				
	補助金等の額(A)×(B)	円	円		
補助金等交付決定額			円		
			課長	係長	担当

(裏)

区 分	審 査 の 概 要
補助事業等実施の効果	
補助金等交付の条件	
補助金等交付に係る指示事項	
現地調査の結果	調査年月日 年 月 日

備考(1) 「補助事業等実施の効果」の欄は、必ず記載すること。

(2) 「補助金等交付の条件」及び「補助金等交付に係る指示事項」の欄には、補助金等の交付決定に際して条件又は指示事項を付す場合に、その内容を記載すること。

(3) 「現地調査の結果」の欄には、現地調査を実施した場合に、その調査年月日、内容及びその結果を記載すること。

様式第5号（第5条の2関係）

日立市指令 第 号

補助金等交付決定通知書

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった 年度(補助金等の名称)について、日立市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第5条の2の規定により通知します。

年 月 日

日立市長



記

補助事業等の名称	
補助金等の名称	
補助金等の交付決定額	金 円
補助金等の交付条件	
補助金等交付に係る指示事項	

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地
団体等の名称
氏名又は代表者氏名

補助事業等計画変更申請書

年 月 日付けで申請した 年度(補助金等の名称)に係る事業計画を
変更したいので、日立市補助金等交付規則第6条第1項の規定により下記のとおり申請しま
す。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の名称
- 3 事業計画変更の理由

- 4 事業計画変更の内容 事業計画書及び収支予算書のとおり
- 5 事業計画変更日 年 月 日
- 6 付記事項
- 7 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

備考 「事業計画変更の内容」欄は、事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
を用い、変更前の事業計画及び収支予算を黒書し、変更しようとする事業計画及び収
支予算を変更前の事業計画及び収支予算の上段に赤書すること。

様式第7号（第6条関係）

日立市指令 第 号

補助金等交付決定変更通知書

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者氏名

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号により通知した 年度(補助金等の名称)について、日立市補助金等交付規則第6条第3項の規定により、下記のとおり交付金額を変更したので、同規則同条第4項の規定により通知します。

年 月 日

日立市長



記

補助事業等の名称		
補助金等の名称		
補助金等の 交付決定額	変更前	金 円
	変更後	金 円
補助金等の変更理由		
補助金等の交付条件		
補助金等交付に係る指示事項		

様式第8号（第6条の2関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地
団体等の名称
氏名又は代表者氏名

年度(補助事業等の名称)実績報告書

年 月 日付け日立市指令 第 号により補助金等の交付決定の通知を受けた(補助事業等の名称)が完了したので、日立市補助金等交付規則第6条の2第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助事業等の名称		
補助金等の名称		
補助金等	交付決定額	金 円
	精算額	金 円
補助事業等の成果		別添事業成果書のとおり (事業成果書は、様式第2号事業計画書に準じて作成すること。)
付記事項		
添付書類		(1) 収支決算書

様式第9号（第6条の2関係）

収 支 決 算 書

1 収入

（単位 円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	摘 要(説明等)
合 計				

2 支出

（単位 円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	摘 要(説明等)
合 計				

- 備考 (1) この収支決算書は、補助事業等に係る決算に限り作成すること。
(2) 建設事業等に係る決算については、できる限り契約書の写しを添付すること。

様式第10号（第6条の3関係）

日立市指令 第 号

補助金等確定通知書

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者氏名

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号により交付決定した 年度
(補助金等の名称)について、日立市補助金等交付規則第6条の3の規定により、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

年 月 日

日立市長



記

補助事業等の名称		
補助金等の名称		
補助金等	交付決定額	金 円
	交付確定額	金 円
補助金等確定に伴う措置		
補助金等の交付条件		
付記事項		

備考 「補助金等確定に伴う措置」欄には、既に補助金等が交付されている場合で、当該交付金額に過不足等が生じているときの取扱いについて記載すること。

様式第11号（第8条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地
団体等の名称
氏名又は代表者氏名

年度(補助金等の名称)交付請求書

年 月 日付け日立市指令 第 号により補助金等確定通知(決定通知)の
あった 年度(補助金等の名称)を、日立市補助金等交付規則第8条の規定により下
記のとおり請求します。

記

補助事業等の名称		
補助金等の名称		
補助金等	交付確定(決定)額	金 円
	既 交 付 額	金 円
	今 回 請 求 額	金 円
	未 交 付 額	金 円
付 記 事 項		
添 付 書 類		(1) 補助金等確定通知書の写し(第6条の3ただし書の規定による請求の場合、又は概算払若しくは前金払による請求の場合にあっては、補助金等交付決定通知書の写し又は補助金等交付決定変更通知書の写し)

様式第12号（第10条関係）

日立市指令 第 号

補助金等返還通知書(取消分)

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者氏名

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号で交付決定した 年度
(補助金等の名称)については、日立市補助金等交付規則第 条第 項の規定により当
該補助金等の交付決定を取り消したので、同規則第10条の規定により下記のとおり期限ま
でに返還してください。

年 月 日

日立市長



記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の名称
- 3 補助金等の交付決定通知額 金 円
- 4 補助金等の交付取消し額 金 円
- 5 補助金等の返還額 金 円
- 6 補助金等の返還期限 年 月 日
- 7 補助金等の返還を命ずる理由

(教示) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、日立市を被告(訴訟において日立市を代表する者は日立市長となります。)として、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第13号（第10条関係）

日立市指令 第 号

補助金等返還通知書(超過交付分)

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者氏名

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号による補助金等の確定に伴い、超過交付となった 年度(補助金等の名称)については、日立市補助金等交付規則第10条第2項の規定により下記のとおり期限までに返還してください。

年 月 日

日立市長



記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の名称
- 3 補助金等の交付決定通知額 金 円
- 4 補助金等の交付確定額 金 円
- 5 補助金等の超過交付額 金 円
- 6 補助金等の返還額 金 円
- 7 補助金等の返還期限 年 月 日

(教示) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、日立市を被告(訴訟において日立市を代表する者は日立市長となります。)として、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第1号（第4条関係）

（平15規則33・全改、令3規則13・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条の2関係）

様式第6号（第6条関係）

（平15規則33・追加、令3規則13・一部改正）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第6条の2関係）

（令3規則13・一部改正）

様式第9号（第6条の2関係）

様式第10号（第6条の3関係）

様式第11号（第8条関係）

（令3規則13・一部改正）

様式第12号（第10条関係）

（平15規則33・追加、平17規則21・平28規則19・一部改正）

様式第13号（第10条関係）

（平15規則33・追加、平17規則21・平28規則19・一部改正）